取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年二月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十八号

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和三年法律第三十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律の施行期日は、令和四年五月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年二月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十九号

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律施行令

内閣は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和三年法律第三十二号）第二条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律第二条第一項第二号の政令で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一　競り

二　当該デジタルプラットフォームにより提供される場において、販売業者等が特定の商品若しくは特定権利の販売価格又は役務の対価を設定し、当該商品若しくは当該特定権利の販売価格又は当該役務の対価により契約の相手方となることを条件として消費者による契約の相手方となることの申出（以下「申出」という。）を誘引し、消費者から当該条件に適合する申出があった場合には、他の消費者の申出にかかわらず最初に当該条件に適合する申出をした消費者を当該契約の相手方と決定する方法

附　則

この政令は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律の施行の日（令和四年五月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

消費者庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年二月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十号

消費者庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和三年法律第三十二号）の規定による取引デジタルプラットフォームを利用する消費者（同法第二条第三項に規定するものをいう。）の利益の保護に関すること。

附　則

この政令は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和三年法律第三十二号）の施行の日（令和四年五月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年二月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十一号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第三十一条の二、第五十七条第一項、第五十七条の二第一項、第六十条及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第二号を次のように改める。

二　前号に掲げるもののほか、法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物を製造し、又は取り扱う設備（移動式以外のものに限る。）及びその附属設備

第十五条第一項第三号中「シヤー」を「シャー」に改め、同項第十号中「特定化学設備」の下に「（別表第三第二号に掲げる第二類物質のうち厚生労働省令で定めるもの又は同表第三号に掲げる第三類物質を製造し、又は取り扱う設備で、移動式以外のものをいう。）」を加える。